

埼玉県内市町村支援金一覧（令和7年1月版）

埼玉県内市町村の事業者に対する支援金の概要をまとめました。詳細については、必ず各市町村のホームページを御確認いただきますようお願いいたします。

受付期間内でも予算がなくなり次第、募集が締め切られる場合があります。

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。

※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
川越市	空き店舗	商店街空き店舗 対策事業補助金	【改修等経費】 対象経費の3分の1以内 (補助上限40万円・初年度のみ1回) 【賃借料(敷金・礼金を除く)】 対象経費の2分の1以内 (補助上限5万円・12箇月間以内)	商店街等空き店舗情報登録制度に登録されている物件を活用し、事業を行う新規出店者等	随時	産業観光部 産業振興課 049-224-5934	https://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/shogyojoho/jigyohogo.html
川越市	その他	事業承継店舗 改修等補助金	【補助率】 3分の1以内 (補助限度額40万円) 【補助対象経費】 ・店舗等の改修費 ・店舗の設備整備費	小売業、飲食業又はサービス業に係る事業承継であって、親族内承継又は役員・従業員承継により、代表者を交代しようとする者又は交代してから5年未満の者	随時	産業観光部 産業振興課 049-224-5934	https://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/shogyojoho/sangyoshinko20190617.html
川越市	その他	企業立地奨励金	固定資産税・都市計画税相当額の2分の1の割合で3年度間、または、一定の基準を満たす場合、固定資産税・都市計画税相当額の10分の10、10分の8、10分の6の割合で3年度間	市内に新規立地する製造業事業者	随時	産業観光部 産業振興課 企業立地推進室 049-224-5934	https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/jigyoshamuke/sangyojoho/shoreikin.html
熊谷市	起業・創業	創業者応援補助金	補助率2分の1 上限20万円	市内で新たに創業した方（現に事業を営んでいない方） 【補助対象経費】 事業所内外装工事費及び広告宣伝費	令和6年4月1日から	企業活動支援課 048-524-1111	https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/jigyousya/sogyosyashien.html
熊谷市	その他	中小企業SDGs経営・ジギョケイ策定支援奨励金	15万円	市内に事業所を有する中小企業者で、次の要件を満たす者 ・埼玉県SDGsパートナーへの登録 ・ジギョケイ（事業継続力強化計画等）の認定	令和7年1月31日まで	企業活動支援課 048-524-1111	https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/sangyo/kigyokatsudo/hojyokin/sdgs_jqk.html
川口市	その他	企業立地補助金 (製造業)	【工場等固定資産税等相当額補助金】 固定資産税等相当額の2分の1以内 限度額：1年度200万円 3年度間 【貸工場賃借料相当額補助金】 当該家賃相当額の2分の1以内 限度額：月額10万円 2年間（24ヶ月）	市内において、原則として市税を完納しており、本市の工業地域において、製造業として新たに事業を開始する事業者及び事業拡大を行う事業者のうち、その新設・増設する工場等の面積が100㎡以上のもの	随時	経済部 産業労働政策課 産業創出係 048-258-1619	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/011/4/38246.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
川口市	その他	企業立地補助金 (流通業務等施設)	【流通業務等施設固定資産税相当額補助金】 固定資産税相当額の2分の1以内 限度額：1年度200万円 補助期間：3年度間	市内において、原則として市税を完納しており、「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用した事業者	随時	経済部 産業労働政策課 産業創出係 048-258-1619	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/0114/38246.html
川口市	その他	中小企業勤労者定期健康診断料補助金	受診に要した費用（消費税を含む） 補助上限：従業員一人あたり1,800円	【補助対象者】 中小企業基本法第2条に該当する市内事業者 【補助対象経費】 労働安全衛生規則第44条に規定する定期健康診断に要した費用（事業主及び役員は対象外）	受診日の翌日から起算して1年を経過する日の属する月の末日まで	経済部 経営支援課 048-258-7921	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/02110/14770.html
川口市	その他	作業環境測定費補助金	測定機関に支払った費用（消費税を含む）の2分の1 補助上限：一の年度について1社につき30万円	【補助対象者】 中小企業基本法第2条に該当する市内事業者 【補助対象経費】 作業環境測定法第3条2項の規定により、作業環境測定機関に委託実施した作業環境測定費	作業環境測定の結果報告書の日付又は支払日の遅い方が属する年度の末日まで	経済部 経営支援課 048-258-7921	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/02110/14768.html
川口市	その他	インターンシップ支援補助金	対象経費の3分の2 補助上限：受入企業1社につき4万5千円 (ただし、実習生1人につき上限1万5千円)	【補助対象者】 市内に事業所等を有する個人及び法人 【補助対象経費】 令和6年4月1日から令和7年2月末日までのインターンシップ実施に要した交通費、保険料、報酬、事業経費等	令和7年3月15日まで (郵送必着)	経済部 経営支援課 048-258-7921	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/02110/35358.html
川口市	その他	技能検定等受検手数料助成金	・受検手数料の全額 ・フォークリフト運転技能講習のみ受講料の50%の額かつ1万円を限度	【補助対象者】 中小企業基本法第2条に該当する市内事業者 【補助対象経費】 ・事業主・役員・従業員が下記の資格試験に合格した際の受検手数料 ・各都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」 ・市が選定した国家資格	合格日等から5ヶ月以内	経済部 経営支援課 048-258-7921	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/02110/3568.html
川口市	空き店舗	空き店舗活用事業補助金	空き店舗の改修工事に要する費用 【補助率】 対象経費（税抜）の2分の1 【補助上限額】 200万円	【対象者】 市内の個人・法人など 【要件】 ・3ヶ月以上借り手のない、1階または2階の店舗で、道路から直接入店できることなど ・1日7時間以上かつ週5日以上営業する、小売・飲食・生活関連サービス業など	随時	経済部 産業振興課 048-259-9018	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/0302/2075.html
川口市	その他	商店改修事業補助金	市内業者（法人の場合は市内に本社があること）が行う税抜き20万円以上の店舗改修工事費用 【補助率】 対象工事（税抜）の30% 【補助上限額】 50万円	【対象者】 市内に住民登録のある個人または法人市民税に関する届出のある法人 【対象店舗】 小売・飲食・生活関連サービス業などで、常時看板を掲出し、不特定多数の来客がある店舗（事務所や工場は対象外）	随時	経済部 産業振興課 048-259-9018	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/0302/2055.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
行田市	空き店舗	起業家支援事業	【空き店舗等改装助成】 対象経費の2分の1、上限50万円（市 外業者による施工：上限25万円） 【空き店舗等運営助成】 対象経費の2分の1、上限50万円	市内の空き店舗等を利用して起業する方	随時	環境経済部 商工観光課 048-556-1111	https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/kankyokeizaibu/shoko_kanko/gyomu/san_gyo_shinko/kigyo_sogyo/1942.html
行田市	その他	中小企業等 人材育成支援補助金	対象経費の2分の1、上限5万円（同一 年度3人まで）	従業員が業務に必要な資格等を取得した際に、その費用を負 担した中小企業等	随時	環境経済部 商工観光課 048-556-1111	https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/kankyokeizaibu/shoko_kanko/gyomu/kigyoshien/10160.html
秩父市	その他	展示会等出展事業 補助金	【補助率】 対象経費の3分の1、上限5万円 ※1事業所につき、1年度あたり1回（通 算3回まで）	【対象者】 市内に本社または事業所等を有する中小企業者または団体 【対象経費】 見本市等で自社の製品、技術、サービス等を展示した場合に 要した経費	随時	先端技術推進課	https://www.city.chichibu.lg.jp/4491.html
秩父市	その他	中小企業奨学金返還 支援補助金	埼玉県補助金の上乗せ分を支給 （補助割合） ・企業負担分の2分の1 （上限1人・年9万円） ・多様な働き方実践企業は3分の1（上 限1人・年6万円）	市内に事業所を有し、埼玉県中小企業等人材確保奨学金 返還支援事業補助金の交付決定を受けた企業等	随時	産業支援課	http://www.city.chichibu.lg.jp/5929.html
秩父市	その他	ドローン操縦者技能証明 取得支援補助金	【補助率】 対象経費の2分の1、上限20万円	【対象者】 市内に本社または事業所を有する事業者 【対象経費】 対象者に所属する従業員が以下の技能を習得に要した経費 ・一等無人航空機操縦士 ・二等無人航空機操縦士 ※昼間飛行の限定変更、黙しない非行の限定変更、最大離 陸重量25キロ未満の限定変更含む	随時	先端技術推進課	https://www.city.chichibu.lg.jp/10957.html
所沢市	その他	企業立地支援奨励金	・固定資産税・都市計画税に相当する額を 3年度分に限り交付 ・特例子会社が市内に所有する固定資産 に対して課された固定資産税等相当額を 5年度分に限り交付 ・市民の新規雇用1人当たり30万円を交 付（1回）…（a） ・（a）の限度を超えて、更に障害者である 市民の新規雇用1人あたり1人あたり10 万円～20万円（1年目）、5万円～10 万円（2年目）を交付 ・立地企業へ土地を譲渡した者に対し、譲 渡前直近1年度分の固定資産税等相当 額を交付	【対象業種】 ・製造業 ・情報通信業 ・自然科学研究所 ・アニメーション、コンテンツ、ICT関連産業 ・宿泊施設 ・上記以外でも、主として総務、人事等の管理業務に従事する 正社員20人以上が常駐する本社であれば対象 【対象となる建物】 事業者がその事業の用に供するために設置する工場、事務 所、研究所など	随時	産業経済部 産業振興課 労政・企業誘致グループ 04-2998-9157	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/shigotojyoho/sangyo/kogyo/kigyouritti_shienschoureikin.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
飯能市	その他	新規出店促進事業 補助金	補助対象経費の30% または市内事業者が行う工事にあつては40% 【市内在住】 対象区域 上限金額 中心市街地内 50万円 中心市街地外 30万円 【市外在住】 対象区域 上限金額 中心市街地内 30万円 中心市街地外 10万円	申請者の行う業種が小売業・飲食業・サービス業のいずれかであること	随時	環境経済部 産業振興課 042-986-5083	https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kan/kyokeizaibu/sangyoshinko/ka/sogyo_kigyو_shuttenshien/1552.html
飯能市	起業・創業	創業支援補助金	【法人】 限度額: 20万円 補助率: 100% 【個人事業主】 限度額: 一般 5万円 限度額: 女性・若者※ 7.5万円 ※申請年度の4月1日時点で年齢が40歳以下の方 補助率 50%	市内に住所を有する方、または市内に転入を予定している方 ・【法人】市内で法人設立する方、または法人成りする方 【個人】市内で創業する方 ・認定創業支援計画に基づいた飯能商工会議所の指導を受け、会員となることが確約できる方	随時	環境経済部 産業振興課 042-986-5083	https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kan/kyokeizaibu/sangyoshinko/ka/sogyo_kigyو_shuttenshien/1195.html
加須市	起業・創業	創業支援補助金	補助率: 2分の1 限度額: 100万円	【補助対象者】 特定創業支援等事業を受け、市内で創業しようとする方または創業後5年未満の方 【補助対象経費】 広告宣伝費、事業所等の改装費、1単位あたり10万円以上の事業用備品の購入費等	随時	産業振興課 0480-62-1111	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/hozyokin/35738.html
加須市	経営革新計画	経営革新支援 補助金	補助率: 2分の1 限度額: 100万円	【補助対象者】 埼玉県が実施している経営革新計画承認制度による経営革新計画の承認を受け、創業後5年以上の方 【補助対象経費】 広告宣伝費、事業所等の改装費、1単位あたり10万円以上の事業用備品の購入費等	随時	産業振興課 0480-62-1111	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/hozyokin/35784.html
加須市	その他	展示会商談会等 出展事業補助金	補助率: 2分の1 限度額: 1申請当たり20万円 申請回数: 1年度当たり2回限り	【補助対象者】 補助金の交付を申請する日の1年以上前から引き続き市内に事業所を有し、かつ、同一事業を営んでいる中小企業者、個人事業主等 【補助対象経費】 出展小間料、小間内装飾費等	随時	産業振興課 0480-62-1111	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/hozyokin/15631.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色 + 赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
本庄市	起業・創業	創業スタートアップ 支援補助金	【補助額】 対象経費の2分の1以内 (上限10万円) 【補助対象経費】 ・商業登記費 ・備品購入費 ・広報費 ・使用料 ・手数料	・市内で新たに創業する者 ※すでに事業を営んでいる方の第二創業、法人成り等は対象外 ・創業の日から1年経過していない者 個人事業主：実績報告時までに市内に住所を有すること 法人：実績報告時までに市内に本店登記を行い、事業所を開設すること	随時	商工観光課 商工労政係 0495-25-1175	https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/keizaikankyo/shoukoukankou/tantoujouhou/14966.html
本庄市	空き店舗	中心市街地空き店舗対 策補助金	【補助額】 対象経費の3分の1以内 (上限50万円) 【補助対象経費】 空き店舗への新規出店時の外装・内装・設 備・看板等の改装工事費	・空き店舗所有者でないこと ・小売・飲食又は教育・学習支援を主とする業種であること ・本庄商工会議所又は児玉商工会から事業計画の指導を受け、2年以上継続することが見込めると審査された新規事業であること ・完全予約制としないもの ・フランチャイズ形式で出店する事業ではないこと 等	随時	商工観光課 商工労政係 0495-25-1175	https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/keizaikankyo/shoukoukankou/tantoujouhou/1375760269184.html
東松山市	経営革新 計画	がんばる中小企業等 応援補助金	【補助率】 対象経費の2分の1以内 【補助上限額】 補助対象経費 30万円 1経営革新計画につき、1申請（1年度 内で1回限り）	【補助対象者】 市内に主たる事業所を有し、経営革新計画に基づく取組を実施する中小企業者 【補助対象事業】 ・新商品の開発又は生産 ・新しいサービスの開発又は提供 ・商品の新たな生産又は販売方法の導入 ・サービスの新たな提供の方法の導入 ・技術に関する研究開発及びその成果の利用 ・その他の新たな事業活動 【補助対象経費】 ・機械装置等費 ・広報費 ・展示会等出展等 ・開発費 ・賃借料 ・外注費	随時	商工観光課 0493-21-1427	https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/18/1571.html
東松山市	空き店舗	商店街空き店舗対策事 業補助金	【改修費等】 補助率2分の1または3分の1 限度額40万または60万 【賃借料】 補助率2分の1または3分の1 限度額5万または7.5万（12カ月）	【対象者】 第1グループ ・飲食料品小売業 ・飲食店（酒場、ピヤホール、キャバレー、ナイトクラブを除く） ・持ち帰り・配達飲食サービス業 ・商店街団体がコミュニティ施設等を運営する事業 ・商店街の集客やイメージアップに寄与すると認められる事業 第2グループ ・特定創業支援事業による証明書の発行を受けた創業者が行う事業	随時	商工観光課 0493-21-1427	https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/18/1565.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色 + 赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
春日部市	その他	法人設立応援補助金	補助率：登録免許税の4分の1 (租税特別措置法第80条第2項各号の規定により登録免許税の軽減措置を受けている場合は、当該軽減後の金額の2分の1) 補助上限額：3万7,000円	【対象者】 市内で初めて起業した人で、次の要件を全て満たす者 ・市内に事業所などを設置し、または設置しようとしていること ・市内に事業を行うこと ・市税などを完納していること ・許認可などを必要とする業種の場合は、既に当該許認可を受けていること ・個人事業主の場合は、個人事業主の開業などの届け出をしてから5年を経過していないこと ・市特定創業支援等事業による支援を受けて会社法に基づく株式会社、合名会社、合資会社または合同会社を設立したこと	随時	環境経済部 商工振興課 企業誘致担当 048-797-8029	https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/keiishien/kasukabeshisogyoshienjigyo/8399.html
狭山市	その他	企業立地奨励金	補助額：土地、家屋及び償却資産に課された前年度の固定資産税及び都市計画税相当額の2分の1（大企業は3分の1）	・市内において事業所を立地（増築）及び操業した企業 ・製造業、運輸業、情報通信業、自然科学研究所 ・立地面積が2,000㎡(中小企業は1,000㎡)以上もしくは延床面積が1,000㎡(中小企業は500㎡)以上 ・従業員数10人以上 ・周辺の環境の悪化をもたらすものでないこと	令和10年3月31日まで	環境経済部 産業振興課 企業立地推進室 04-2937-7204	https://www.city.sayama.saitama.jp/kankou/kigyouchi/hojo/kigyourittisyouri.html
狭山市	IT・DX	中小企業等専門家活用補助金	【DX・GX】 補助率4分の3 補助上限額500,000円 【ダイバーシティ経営】 補助率10分の10 補助上限額500,000円 補助対象経費 ・専門家に対する謝金 ・専門家に対する旅費 ・専門家によるコンサルティング費用	市内に本社または事業所を有する中小企業者または小規模事業者	令和7年3月15日まで	環境経済部 産業振興課 企業立地推進室 04-2937-7204	https://www.city.sayama.saitama.jp/kankou/kigyosaien/sesaku/senmonkahojyokin.html
狭山市	その他	中小企業等温室効果ガス排出量可視化補助金	CO2排出量を可視化する有料サービスの可視化ツールの利用料 補助率10分の10 補助上限額250,000円	市内に本社または事業所を有し、埼玉県地球温暖化対策推進条例における特定事業者ではない、中小企業者または小規模事業者	令和7年3月21日まで	環境経済部 環境課 04-2937-6793	https://www.city.sayama.saitama.jp/kankou/kigyoshien/kashikahojyokin.html
狭山市	その他	狭山市クリーンエネルギー推進補助金	システムの設置等に要する費用、自動車においては購入に係る代金の合計額 ・太陽光発電システム 10kw未満40,000円 10kw以上100,000円 ・定置用リチウム蓄電池50,000円 ・電気自動車、燃料電池自動車 100,000円 ・電動バイク30,000円	・令和6年4月1日以降に市内の住宅に対象のシステムを工事完了、又は納車した方 ・市内で事業を営んでいる事業所	令和7年3月19日まで	環境経済部 環境課 04-2937-6793	https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/ecopet/jyosei/hozyoseido.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色 + 赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
羽生市	起業・創業	創業支援事業補助金	補助額：上限100万円 ①市内創業事業（補助率2分の1） ②女性創業事業（補助率3分の2） ③移住創業事業（補助率3分の2） 補助対象経費：商業登記費、事業所等 改装費、備品購入費、広報費、委託費	市内において補助事業年度内に創業を予定している方、または申請時に創業の日から6か月を経過しない方	令和6年5月1日から 令和7年1月31日まで	経済環境部 商工課 048-560-3111	https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2015091100025/
鴻巣市	その他	事業者連携支援事業補助金	【補助率】 対象経費の3分の1以内 【補助上限額】 ・事業者の数が7以下のグループ：20万円 ・事業者の数が8以下のグループ：50万円	3者以上の市内事業者で構成されるグループに対し、事業の経費の一部を補助 【交付対象者】※次のいずれかに該当する方 ・市内に店舗、事業所等を有する方 ・市内に居住し、店舗や事業所等を開設せずに事業を市内で営む方 【対象経費】 ・商品の販売、サービス等の提供を促進する事業 ・非常災害、感染症等の発生により市内商業環境に支障をきたしている場合に、その課題解決に向けて実施する事業	随時	商工観光課 商工労政担当 048-541-1322	https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1475.html
鴻巣市	空き店舗	空き店舗対策事業費補助金	【新規に出店する方】 ①店舗賃借料 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 で補助期間は事業を開始する日の翌月から12か月以内（1月あたり上限5万円） ②店舗改修等経費、広告宣伝費 都市計画法に定める商業地域及び近隣商業地域：補助対象経費（合算）の2分の1を乗じて得た額（上限50万円） 市長が別に定める区域：補助対象経費（合算）の2分の1を乗じて得た額（上限30万円） 【店舗併用住宅所有者の方】 ①店舗改修等経費 補助対象経費（合算）の2分の1を乗じて得た額（上限25万円）	空き店舗を活用して新規に出店する方（市内・市外在住問わず）又は店舗併用住宅（収益を得るための事業部分と居住部分の機能を併せ持つ建物）の所有者であって、要綱に定める条件に該当する方	随時	商工観光課 商工労政担当 048-541-1322	https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1466.html
鴻巣市	起業・創業	がんばる起業家支援補助金	【補助率】 対象経費の2分の1以内 【補助上限額】 15万円	事業に要する費用（備品購入費等）の一部を補助 【交付対象者】 令和4年4月1日以降に起業した個人または同日以降に設立された会社等	随時	商工観光課 商工労政担当 048-541-1322	https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1474.html
深谷市	起業・創業	起業家支援事業補助金	【対象経費】 事業所等開設経費、広告宣伝費 【補助率等】 2分の1以内、上限20万円	・市内で新たに事業を開始し、申請時に事業を開始してから6ヶ月を経過しない方 ・市内居住者（法人は代表者） ・市内に事業所を設置する、又は設置しようとしている等	随時	産業振興部 商工振興課 商工振興係 048-577-3409	aitama.jp/soshiki/sangyos/hinko/shokoshinkou/tanto/shokogyo/shokogyoshaen/osien/1391657173072.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色 + 赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
深谷市	空き店舗	中心市街地空き店舗等 出店促進補助金	【対象経費】 内外装工事費、建物付属設備工事費、看 板設置工事費 【補助率等】 2分の1以内、上限50万円	【補助対象事業】 指定区域内にある空き店舗等の2階以下の部分に出店し、 市が指定する要件を満たす事業であること	随時	産業振興部 商工振興課 商工振興係 048-577-3409	https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyos-hinko/shokoshinkou/tanto/shokogyo/osirase/1438065339549.html
深谷市	経営革新 計画	中小企業者 経営革新計画策定 奨励金交付制度	一事業者につき5万円 (各年度1回限り)	・市内に事業所を有する中小企業者 ・経営革新計画を策定し、埼玉県知事の承認を受けていること	随時	産業振興部 商工振興課 商工振興係 048-577-3409	https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyos-hinko/shokoshinkou/tanto/shokogyo/shokogyoshaen
上尾市	その他	技能検定受検料補助金	補助率：補助対象経費の2分の1 補助額：上限2万円	事業者が負担した受検手数料（学科・実技）	令和6年6月3日から 令和7年3月21日まで	商工課 048-777-4441	https://www.city.ago.lg.jp/page/368842.html
蕨市	空き店舗	空き店舗有効活用事業 補助金	改修費の2分の1（上限50万円） 広告宣伝費の2分の1（上限10万円） 【非営利事業を営む場合】 賃借料の3分の1（上限80万円／ 年）で2年度まで	・対象空き店舗の所有者と同一の世帯に属さない者又は生計 を同一にしない者 ・個人の事業者にあつては、営業に直接携わることができる者 ・当該対象空き店舗の存する商店会（商店会がその地域に存 在しない場合は（社）蕨市にぎわいまちづくり連合会）に加入 し、活動に積極的に協力する者	随時	市民生活部 商工観光課 048-433-7750	https://www.city.warabi.saitama.jp/kurashi/1004441/hojo/1004443/1004456.html
蕨市	その他	魅力ある店舗づくり支援 事業補助金	改修事業又は備品の購入に係る費用の3 分の2（上限30万円）	地域課題の解決等を通じて集客向上や売上増加等を目的と して、店舗の魅力向上を図るために必要な改装工事や備品購 入等	随時	市民生活部 商工観光課 048-433-7750	https://www.city.warabi.saitama.jp/shisei/shigoto/s-hoko/1009633.html
戸田市	空き店舗	商工業支援事業補助金 (商店等新業種等転換 支援事業)	【改修工事費】 対象経費の2分の1以内 (補助上限50万円) 【賃借料（敷金・礼金を除く）】 対象経費の2分の1 (補助上限5万円・12か月間・空き店 舗のみ)	・現に営業を行っている代表者又は行おうとする代表者 ・現用店舗又は空き店舗の所有者でない場合、当該店舗の 所有者から改修工事の承諾を受けられる人 ・小売業、飲食業又はサービス業（一部対象外業種あり）を 営んでいる人 ・交付決定前に改修工事に着手していない人 ・国、県、市等で実施している他の補助制度による補助金の交 付を受けていない人 ・令和7年3月末までに実績報告ができる人 ・申請時から過去5年間に本補助金により同一の目的の補助 事業の交付を受けていない人等	令和6年4月1日から	環境経済部経済戦略室 産業支援担当 048-441-1800	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/214/keizai-hojo-shouten.html
入間市	空き店舗	空き店舗活用創業等 支援補助金	【改修補助】 補助対象経費に係る総支出額の2分の1 の額又は250,000円（対象4商店 街の区域内であれば500,000円）の いずれか低い額 【家賃補助】 1月につき、補助対象経費に係る総支出 額の2分の1の額又は45,000円のい ずれか低い額	市内の空き店舗を活用して、事業を行う者 (創業に限らない)	随時	環境経済部 商工観光課 04-2964-1111 (内線4257)	https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/shokokan-koka/shokogyo/1150.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
朝霞市	その他	中小企業 融資制度に係る 利子補給補助金	毎年1月1日から12月31日までに償還した利子（遅滞利子を除く）の総額の7分の4 （令和6年度は7分の7） 【補助期間】 運転資金：5年 設備資金：6年	市内中小企業者・個人事業主	令和6年12月下旬から 令和7年2月28日まで	産業振興課 048-463-1903	https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/finance.html
朝霞市	起業・創業	起業家育成資金 融資制度に係る 利子補給補助金	毎年1月1日から12月31日までに償還した利子（遅滞利子を除く）の総額 【補助期間】 運転資金：7年 設備資金：10年	市内で新たに事業を開始する方、事業を開始して間もない方	令和6年12月下旬から 令和7年2月28日まで	産業振興課 048-463-1903	https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/asaka-new-startup-loan-program.html
志木市	空き店舗	空き店舗等活用事業 補助金	【改装費補助】 対象経費の2分の1以内、上限30万円 （中心市街地エリアにおいては40万円） 【家賃補助】 対象経費の2分の1以内、上限5万円/月 （中心市街地エリアにおいては6万円）	市空き店舗等情報登録制度により登録された空き店舗等を活用して事業を実施する場合に、改装費補助、家賃補助を行う	令和7年3月31日まで	産業観光課 048-475-7360	https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/17/2153.html
志木市	その他	中心市街地リノベーション 事業補助金	【改修工事補助】 対象経費の2分の1以内、上限40万円	地域経済及び地域社会の活性化を図るため、中心市街地の区域内において住居や蔵などの建物をリノベーションし、新たに飲食店・小売店等の営業を開始していただく方に改修に係る費用の一部を補助	令和7年3月31日まで	産業観光課 048-475-7360	https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/17/20112.html
志木市	その他	中心市街地新築等事業 補助金	工事に要する費用が20万円以上のものに 限る 【補助率】対象経費の2分の1以内 【補助上限額】200万円	地域経済及び地域社会の活性化を図るため、中心市街地の区域内に建物を新築し、又は増築し店舗として活用する場合に補助金を交付	令和7年3月31日まで	産業観光課 048-475-7360	https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/17/19870.html
和光市	その他	融資利子補給補助金	毎年1月1日から12月31日までに償還した利子（遅滞利子を除く）の総額の2分の1 【補助期間】 運転資金：10年 設備資金：12年	市内中小企業者・個人事業主	令和7年2月28日まで	産業支援課 048-424-9114	https://www.city.wako.lg.jp/jigyosha/kigyo-shien/1003419/1003423.html
和光市	その他	新事業創出型事業 補助金	和光理研インキュベーションプラザ入居企業 に対し、入居費用（賃料）の3分の1 （上限20万円） 【補助期間】 和光理研インキュベーションプラザ入居から 3年以内	和光理研インキュベーションプラザ入居企業	随時	産業支援課 048-424-9114	https://www.city.wako.lg.jp/jigyosha/kigyo-shien/1003419/1003424.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色 + 赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
和光市	その他	公衆浴場経営安定化 対策資金補助金	一般公衆浴場の設備を設置する経営者が 当該設備の設置等に要した経費のうち、埼 玉県が県要綱に基づき補助の対象とした経 費のうち、県補助金の2分の1	市内の一般公衆浴場経営者	随時	産業支援課 048-424-9114	
新座市	その他	小規模事業者 持続化補助金	補助率：事業者負担額の2分の1 補助上限額：10万円	・令和4年4月以降に国の小規模事業者持続化補助金 (一般型以外の種類も対象)の交付を受けていること ・市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること	令和7年3月31日まで	産業振興課 048-477-6346	https://www.city.niiza.lg.jp/site/business-support/zizokuka.html
新座市	経営革新 計画	経営革新計画 支援事業補助金	補助率：対象経費の2分の1 補助上限額：20万円	【対象要件】 ・令和4年4月以降に都道府県の経営革新計画の承認を受けていること ・市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること 【対象経費】 経営革新計画に沿って実施する事業であって、次に掲げる経費 ・機械、備品、構築物、ソフトウェア、リース資産、開発費などの 資産形成経費 ・広報費、外注費、賃借費、修繕費などの販管費	令和7年2月28日まで	産業振興課 048-477-6346	https://www.city.niiza.lg.jp/site/business-support/keieikakusin.html
新座市	IT・DX	中小企業者 IT・DX導入費補助金	補助率：対象経費の2分の1 補助上限額：10万円	【対象要件】 ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること ・いざビジネスサポート事業の経営相談を利用していること 【対象経費】 ・ホームページ、ネット販売の構築・リニューアル経費 ・会計システム、労務管理システム、テレワークシステム等の導入費用 など	令和7年2月28日まで	産業振興課 048-477-6346	https://www.city.niiza.lg.jp/site/business-support/itdx.html
新座市	その他	事業承継・M&A 支援事業補助金	補助率：対象経費の2分の1 補助上限額：20万円	【対象要件】 ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること ・埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターを利用していること ・【法人】自社内又は第三者に事業承継することを準備・検討していること ・【個人事業主】第三者に事業承継することを準備・検討していること 【対象経費】 ・事業承継に係る課題分析・コンサルティング費用 ・事業承継計画作成費用 ・企業価値算定に係る費用 ・M&A買い手先選定などに係る委託・仲介費用	令和7年2月28日まで	産業振興課 048-477-6346	https://www.city.niiza.lg.jp/site/business-support/syokei.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
桶川市	空き店舗	商店街空店舗 対策事業補助金	【改修費補助】 内装工事費等対象経費の2分の1以内 (補助上限50万円) 【家賃補助】 家賃(敷金、礼金等を除く)の2分の1以 内 (補助上限月額5万円・12箇月間以 内)	市内5つの商店会内の空店舗を活用し、小売業、飲食業、 生活関連サービス業を営む方	随時	環境経済部 産業観光課 048-788-4928	https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/sangyokankou/sangyo/sangyoshien/1716.html
桶川市	その他	中小企業融資制度 に基づく保証料補助金	埼玉県信用保証協会に対する当該融資の 保証料額を上限とし、借入金額の0.8%相 当額、若しくは5万円のいずれか低い額	桶川市中小企業融資制度を利用し、当該補助金申請時に 以下のすべてを満たしている者 ・融資申込資格を有していること ・返済開始から1年間又は完済時においても延滞をしていない こと	随時	環境経済部 産業観光課 048-788-4928	https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/sangyokankou/sangyo/sangyoyushi/1198.html
北本市	空き店舗	空き店舗等活用推進 事業補助金	対象経費の2分の1(最大50万円)	JR北本駅を中心に半径約500mの中心市街地内にある空 き店舗等を活用して新たに創業する個人又は法人 【対象事業費】 改修等経費、広告宣伝費	随時	産業観光課 048-594-5530	https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyou/gyomu/g5/1562029541416.html
北本市	その他	中小企業資金融資制度 に係る利子補給	元金償還開始から起算して24回目ま での償還分に対する利子の30%以内の額	・北本市中小企業融資制度を利用して金融機関から融資を 受けていること ・当該補助金申請時点で市内に事業所を有していること	随時	産業観光課 048-594-5530	https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyou/gyomu/g5/1416918380039.html
北本市	その他	中小企業資金融資制度 に係る保証料補助金	信用保証協会に対して支払った信用保証 料相当額	・当該補助金申請時及び融資返済完了時に市内に事業所を 有していること ・融資期間内に返済を完了していること	随時	産業観光課 048-594-5530	https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyou/gyomu/g5/1416918380039.html
八潮市	その他	試験機関利用補助制度	【補助率】 補助対象経費2分の1以内 【補助額】 公的試験機関を利用した場合：上限3万 円 その他の試験機関を利用した場合：上限 5万円	市内に1年以上住所(事業所)を有し、1年以上事業を営 んでいる方	令和6年4月1日から 令和7年3月7日まで	市民活力推進部 商工観光課 048-996-2111 内線479・384	https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/jigyosha/joseiseido/sikennkikann.html
八潮市	その他	展示会等出展費用補助制 度	補助対象経費の2分の1以内 (上限5万円)	市内に1年以上住所(事業所)を有し、1年以上事業を営 んでいる方	令和6年4月1日から 令和7年3月7日まで	市民活力推進部 商工観光課 048-996-2111 内線479・384	https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/jigyosha/joseiseido/tennikai.html
八潮市	その他	新商品開発支援事業補助 制度	補助対象経費の3分の1以内(上限5 万円)	市内のいずれかに加入する商業団体又は事業者の方 ・一定の区域において商店が集団形態をとり共同事業等を行う 団体(商店会等) ・八潮市商工会	令和6年4月1日から 令和7年3月7日まで	市民活力推進部 商工観光課 048-996-2111 内線479・384	https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/jigyosha/joseiseido/shinsyouhinkaihatu.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
八潮市	その他	工場移転資金利子補給制度	【補助額】 算定期間の支払利子額の50%以内 【算定期間】 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで 【補助期間】 資金を借り受けた日から3年以内 ※借入れ利率が2%を超える場合は、2%の利率で算定した額	・市内で1年以上事業を営んでいる方 ・市税を完納している方 ・市内の適用地域へ工場移転するため、(株)日本政策金融公庫または市内金融機関から借入れた方 ・借入額が300万円以上、1億円以下の方	令和7年1月10日から 令和7年1月24日まで	市民活力推進部 商工観光課 048-996-2111 内線479・384	https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/jigyosha/joseiseido/kojyointenshikinrishi.html
八潮市	その他	工業活性化推進事業補助金	補助対象経費の2分の1以内 (上限5万円)	市内の工業団体(市内において工業を営む事業者の団体)	令和6年4月1日から 令和7年3月7日まで	市民活力推進部 商工観光課 048-996-2111 内線479・384	https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/jigyosha/joseiseido/kougyoukasseika.html
八潮市	その他	新規創業資金融資利子補給制度	【補助額】 算定期間の支払利子額 【算定期間】 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで 【補助期間】 資金を借り受けた日から3年以内 ※借入れ利率が1.5%を超える場合は、1.5%の利率で算定した額	・市内で引き続き6カ月以上住所(事業所)を有する方 ・市税を完納している方 ・市内において新たに事業を起すために埼玉県または(株)日本政策金融公庫から創業に関する融資制度を利用された方 ・借入額が2,000万円以下の方 ※借入額が2,000万円を超える場合は、2,000万円を上限に対象	令和7年1月10日から 令和7年1月24日まで	市民活力推進部 商工観光課 048-996-2111 内線479・384	https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/jigyosha/yushiseido/sinnkisougyouyuushi.html
富士見市	IT・DX	中小企業チャレンジ支援事業補助金 (DX化事業・テレワーク環境整備事業)	テレワークの実施に必要な機器等の購入費用、システム等の導入費用。ただし、端末購入費用にかかる端末台数は、従業員の数を上限とする。(埼玉県経営革新計画に即して実施するものに限る。)対象経費の2分の1以内、上限30万円	【補助対象事業者】 ・市内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であること ・埼玉県経営革新計画承認企業であって(計画期間が終了していないものに限る)、常時雇用する労働者が2人以上いること	令和6年4月1日から	産業経済課 049-257-6827	https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/06sangyou/syoukou/tyusyoukigyoutyarenz.html
富士見市	IT・DX	中小企業チャレンジ支援事業補助金 (DX化事業・生産性向上支援事業)	ビジネスのデジタル化に向けた設備費用及び業務効率化のためのソフト購入費用 対象経費の2分の1以内、上限10万円	【補助対象事業者】 ・市内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であること ・中小企業者等の代表者またはその従業員が行うものであること	令和6年4月1日から	産業経済課 049-257-6827	https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/06sangyou/syoukou/tyusyoukigyoutyarenz.html
富士見市	IT・DX	中小企業チャレンジ支援事業補助金 (DX化事業・キャッシュレス決済導入事業)	・キャッシュレス決済の導入に必要な研修会費用及びコンサルティング費用 対象経費の2分の1以内、上限10万円 ・キャッシュレス決済の導入に必要な備品購入費用、工事費用及び手数料 対象経費の2分の1以内、1店舗につき上限5万円	【補助対象事業者】 ・市内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であること ・中小企業者等の代表者またはその従業員が行うものであること	令和6年4月1日から	産業経済課 049-257-6827	https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/06sangyou/syoukou/tyusyoukigyoutyarenz.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色 + 赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
富士見市	空き店舗	商店街空き店舗出店支援事業補助金	【店舗の内外装の改修等に係る経費】補助率：3分の1以内 補助限度額：30万円 補助期間：初年度のみ1回 【店舗賃借料（敷金・礼金を除く）】 補助率：2分の1以内 補助限度額：5万円/月 補助期間：12カ月間以内	【補助対象者】 ・市内の商店会等（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体） ・新規出店者（個人又は法人） 【補助対象事業】 ・商店会等が実施する共同事業 ・新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業 ・その他商店街等又は新規出店者が行う事業であって、商店街におけるにぎわいの創出に寄与すると市長が認めるもの 【補助対象物件】 ・過去に事業用で利用された賃貸用店舗物件で、3か月以上継続して空き店舗となっているもの ・大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナントでないもの ・店舗部分が1階部分又は2階部分にあるもの ・店舗兼住宅の場合は、住宅部分と店舗部分が明確に分離できるもの	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	産業経済課 049-257-6827	https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigy0/06sangyou/work/akitenpo.html
三郷市	その他	資格取得支援補助金	従業員等1名あたり同一年度上限10万円 （1試験ごと上限5万円） 補助率 2分の1	本市で1年以上事業を営む中小企業者が、30歳以下の従業員等に事業に必要な国家資格を取得させる際に要する下記の費用 ・資格取得に要する受験料及び受講料 ・登録に要する諸費用	令和6年4月1日から 令和7年3月10日まで	商工観光課 048-930-7721	https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/chiikishinko/skokokanko/1/787.html
坂戸市	起業・創業	創業支援事業助成金	・賃借料 対象経費の2分の1（限度額：月5万円） ※創業の日の属月から起算して12か月以内の期間とする。 ・改修費 対象経費の2分の1（限度額：50万円）	【対象者】 ・特定創業支援事業による支援を受けた方で、市内において空き店舗等を活用して新たに創業する方 ・その他、「坂戸市創業支援事業助成金交付要綱」に定める要件を満たす方 【対象事業】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に定める事業にあてはまらないもの ・その他、要綱に定める要件を満たす事業	随時	商工労政課 049-283-1445	https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/25/843.html
鶴ヶ島市	空き店舗	鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金	店舗改修費：上限100万円 家賃補助：上限5万円（1か月あたり）	鶴ヶ島駅周辺地区の空き店舗等に出店する、市外から移転する事業者（市外において事業を営んでいた店舗又は事務所を閉鎖し、空き店舗等を利用し事業を継続する中小企業者又は個人事業主）や起業・創業者（特定創業支援事業を受けたことの証明を受け、市内空き店舗等を利用し事業を行う創業者）	令和6年4月1日から	産業振興課 商工労政担当 049-271-1111	https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page010651.html
鶴ヶ島市	空き店舗	市内進出事業者等支援事業補助金	店舗改修費補助：上限40万円 家賃補助：上限5万円（1か月あたり）	・市外において事業を営んでいた店舗又は事務所を閉鎖し、空き店舗を利用し事業を継続する中小企業者又は個人事業主（移転事業者の場合） ・特定創業支援事業を受けたことの証明を受け、市内空き店舗を利用し事業を行う創業者（創業者の場合）	令和6年4月1日から	産業振興課 商工労政担当 049-271-1111	https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page007922.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
日高市	起業・創業	創業支援補助金	【法人】 補助率：2分の1 限度額：10万円 【個人】 補助率：2分の1 限度額：5万円	市内において補助を行う年度内に創業した人、または交付申請時において創業の日から6か月を経過していない人	随時	市民生活部 産業振興課 042-989-2111	https://www.city.hidaka.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/sangyoshinko/shokokankou/sangyo/18137.html
吉川市	その他	中小企業資金融資制度に係る利子補給	毎年1月1日から12月31日までの支払利子額の50%以内	市内中小企業者・個人事業主	令和7年2月15日まで	商工課 048-982-9697	https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,49924,232,736.html
ふじみ野市	空き店舗	商店街空き店舗対策事業補助金	【店舗改装費（外装、内装設備等の改装工事費）※市内事業所による改修工事費に限る】 対象経費の2分の1の額（補助上限50万円） 【店舗賃借料（敷金・礼金を除く）】 対象経費の2分の1の額（1ヶ月限度額5万円×12ヶ月分）	・商店街団体等又は新規出店者が商店街内の廃業、撤退等で営業（半年以上）を行っていない店舗を活用し、新規事業を行うもの ・小売業や飲食業、その他商店街又は地域の活性化を図るための事業を行うもの	随時	市民活動推進部 産業振興課 商工労政係 049-262-9023	https://www.city.fujimino.saitama.jp/jigyoshanohoh/sangyoshinko/4765.html
ふじみ野市	起業・創業	創業支援事業ステップアップ補助金	補助率：補助対象経費の2分の1の額 1年目 上限30万円 2年目 上限10万円 3年目 上限10万円 【補助対象経費】 ・商号登記又は法人登記に係る費用 等	【補助対象者】 ・市内に店舗、事務所等（法人については本店）があるもの ・創業した日から5年以内のもの ・特定創業支援等事業により支援を受け証明書の発行があるもの	随時	市民活動推進部 産業振興課 商工労政係 049-262-9023	https://www.city.fujimino.saitama.jp/jigyoshanohoh/sangyoshinko/13392.html
白岡市	空き店舗	駅周辺空き店舗出店支援事業補助金	【店舗改修工事費】 ・補助率：2分の1以内 ・補助限度額：60万円 ・補助期間等：1回限り 【店舗賃借料】 ・補助率：2分の1以内 ・補助限度額：1月あたり10万円 ・補助期間等：12か月以内	対象者：白岡駅及び新白岡駅周辺の商業地域及び近隣商業地域内並びに各駅から概ね半径300m以内にある空き店舗を活用し、小売業または飲食業を新規出店するかた	令和6年4月1日から	商工観光課 商工振興担当 0480-92-1111	https://www.city.shiraoka.lg.jp/soshiki/seikatsukeizaibu/shokokankoka/2/2/4636.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
伊奈町	その他	中小企業資金 融資制度等に係る 保証料補助金	信用保証協会の保証料を予算の範囲内で 補助する 上限10万円	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 ・町に本店登記のある法人または町に住所を有する個人事業主 ・次のいずれかの融資制度による融資を利用し、保証料を支払った事業者 ① 町中小企業資金融資貸付（特別小口資金、中小企業振興資金） ② 埼玉県中小企業制度融資経営安定資金災害復旧関連貸付（セーフティネット保証4号、危機関連保証）貸付 ③ 埼玉県中小企業制度融資経営安定資金特定業種関連貸付（セーフティネット保証5号） ④ 埼玉県中小企業制度融資要件緩和型経営安定資金貸付（経営あんしん資金）「経営改善おうえん特例」（セーフティネット保5号、一般保証）	令和6年4月1日から 令和7年2月末日まで	元気まちづくり課 商工労政係 048-721-2111	https://www.town.saitama.lg.jp/0000005339.html
越生町	起業・創業	起業支援事業補助金	【補助率】 対象経費の2分の1 【補助金額】 上限50万円	【補助対象者】 ・町内で起業し6か月を経過していない方、または、当該年度中に町内で起業する方 ・起業後、3年以上継続して同一の事業を行うこと ・越生町商工会の会員であることなど 【補助対象事業】 ・申請時点で未着手であること ・当該年度中に完了する取り組みであること 【補助対象経費】 設備費、備品購入費、広告宣伝費、登記費、改修費	当該年度中に完了する取り組みが対象	産業観光課 観光商工担当 049-292-3121	https://www.town.ogose.saitama.jp/kamei/sangyokanko/kankoshoko/gyomuanai/3314.html
小川町	空き店舗	商店街活性化等 商工振興補助金 空き店舗等利活用事業	【店舗等改修費】 補助率2分の1以内 上限最大70万円 【店舗等賃借料】 補助率2分の1以内 上限最大2万5千円/月（開店から12か月間）	町の都市機能誘導区域及び居住誘導区域において、空き店舗等を活用し、小売業、飲食業又はサービス業などを創業する方	随時	にぎわい創出課 企業支援グループ 0493-72-1221	https://www.town.ogawa.saitama.jp/0000002151.html
吉見町	経営革新計画	経営革新計画承認 事業者応援金	一律3万円（1回限り）	・町内で主たる事業を行う法人及び個人であること ・経営革新計画を策定し、令和4年4月1日以降に埼玉県知事の承認を受けていること	随時	産業振興課 0493-54-5027	https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/chiikisinkoka/4/2873.html
鳩山町	その他	小規模企業経営資金利 子補給	補助率：1月1日から12月31日までの の利子及び保証料の総額の20パーセント 以内 限度額：3,000万円	①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に 規定する中小企業のうち、常時使用する従業員の数がおおむね30人以下で、町内に事業所等を有し、引き続き1年以上 商工業等を営むもの ②返済期日までに利子及び保証料を完済しているもの ③町税の完納者	毎年1月20日まで	産業振興課 049-296-5895	https://www.town.hatoyama.saitama.jp/jigyousha/sinseisho/shoukibokigyoyu.html
鳩山町	その他	小口金融利子補給	補助率：当該融資額に対して支払った利 子及び保証料の総額の20パーセント以内 で予算の範囲内	①、鳩山町小口企業保証制度融資依頼規則の定めるところ により、融資を受け、約定返済期日までに当該年度の利子及 び保証料を償還した者 ②町税の完納者	毎年1月20日まで	産業振興課 049-296-5895	https://www.town.hatoyama.saitama.jp/jigyousha/sinseisho/kogutikenyuuris.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
ときがわ町	その他	中小企業退職金 共済制度補助金	【補助率】 年間掛金総額の20%以内 【補助上限額】 従業員1人当たりの1月の掛金が5千円 を超える場合は、5千円を限度として補助 金を算出	町内に工場、店舗又は事務所を有し、1年以上の事業実績が あるもので、かつ、町税を完納している企業者	令和6年4月1日から 令和7年1月31日まで	商工観光課 0493-65-1584	
ときがわ町	その他	小口金融利子補給	【補助率】 支払った利子の10%以内で予算の範囲 内の金額	ときがわ町小口企業保証制度融資規則第2条第1項第1 号で定める中小企業	随時	商工観光課 0493-65-1584	
ときがわ町	その他	中小企業経営近代化資 金利子補給	【補助率】 平均融資残高の年1%以内 【補助上限額】 1,000万円	町内に事務所を有し、町において1年以上商工業を営む従業 員50人以下のもの	随時	商工観光課 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/Info/479
皆野町	空き店舗	空き店舗等活用補助金	【補助率】 対象経費の3分の2以内 【補助上限額】 50万円 (移住者の場合100万円)	【対象事業者】 町内において空き店舗等を活用し、創業、移転又は事業拡大 する事業者 【対象経費】 ・店舗購入費 ・改装費 ・広告宣伝費 ・賃借料	随時	産業観光課 0494-62-1462	https://www.town.minano.saitama.jp/section/kankou/28344/
美里町	起業・創業	起業支援事業補助金	【補助率】対象経費の2分の1 【限度額】50万円	【補助対象経費】 ・事業所開設に要する経費 ・事業所などの賃借に要する経費 ・事業所の雇用促進を目的とする経費 【補助対象者】 ・町内に住所を有するかた（法人の場合は、本店を町内に有 すること） ・その他起業支援事業補助金交付要綱に定める方	随時	農林商工課 0495-76-5133	https://www.town.saitama-misato.lg.jp/000000036.html
美里町	その他	町内農産品販売促進 事業費補助金	【補助率】 対象経費の2分の1 【限度額】 ①店舗開設支援事業 50万円 ②加工所等開設支援事業 50万円 ③営業許可取得支援事業 1万円 ④宣伝支援事業 1万円 ⑤商標登録支援事業 5万円 ⑥配送料支援事業 1万円	【補助対象経費】 ・町内で小売業・飲食サービス業を週3日以上営む店舗の建 築に要する経費 ・その他町内農産品販売促進事業費補助金交付要綱に定め る経費 【補助対象者】 ・町内に住所を有する個人 ・その他町内農産品販売促進事業費補助金交付要綱に定め る方	随時	農林商工課 0495-76-5133	https://www.town.saitama-misato.lg.jp/0000000980.html
神川町	起業・創業	起業支援補助金	補助率：対象経費の2分の1 限度額：20万円	【補助対象者】 ・町内で新たに起業する方または起業の日から1年を経過しな い方 ・神川町商工会の推薦を受けていること 【補助対象経費】 事業所等改装費、備品購入費、広報費、商業登記費	随時	経済観光課 0495-77-0703	https://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyou/5200.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
神川町	その他	中小企業者等防犯設備 設置費補助金	補助率：補助対象経費の3分の1 限度額：5万円	【補助対象者】 町内中小企業者等で今後も事業継続の意思があること 【補助対象経費】 防犯カメラ等の防犯設備の購入費、設置工事費	随時	経済観光課 0495-77-0703	https://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyou/4076.html
神川町	その他	中小企業者向け 制度融資に係る 信用保証料補助金	補助率：信用保証額の範囲内 限度額：2万円	【補助対象者】 町内に住所又は事業所を有する中小企業者 【補助対象融資】 町特別小口融資及び県制度融資	令和7年2月28日まで	経済観光課 0495-77-0703	https://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyou/465.html
神川町	その他	特産品開発支援事業 補助金	補助率：対象経費の2分の1 限度額：20万円	【補助対象者】 町内の個人、団体または法人 【補助対象事業】 特産品を新たに開発し販売する事業 【補助対象経費】 特産品の開発に要する経費や商品パッケージ等の製作に要する経費など	随時	経済観光課 0495-77-0703	https://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyou/5305.html
寄居町	空き店舗	空き店舗等活用補助金	①改装費 補助率：2分の1 上限：200万円又は50万円 ②改装費（スーパー・シティ推進空き店舗 等活用事業） 補助率：4分の3 上限：300万円又は75万円 ③宣伝広告費 補助率：2分の1 上限：5万円又は2万5千円	・補助対象区域内にあり、過去に商業施設、事務所又は居住用住宅として使用された実績があり、最近6ヶ月間以上活用されていない物件 ・住居と一体となっている店舗における店舗部分（※大規模小売店舗内は除きます） ・3年以上継続して営業が見込まれること ・営業は1日のうち5時間以上（午前8時から午後5時までのうち2時間以上を含む）行い、週5日以上営業すること ・寄居町商工会に入会又は入会見込みであること ・寄居町商工会からの推薦を受けていること	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	産業振興企業誘致課 048-581-2121	https://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/12/akitenpo3.html
宮代町	その他	商工業活性化 事業補助金 (経営改善事業)	補助率 2分の1 限度額 20万円	【補助対象者】 1年以上の経営実績のある町内に事業所を有する個人または法人の小規模企業者 【補助対象経費】 機械装置等費、広報費、開発費、雑役務費、委託費	随時	産業観光課 0480-34-1111	http://www.town.miyashiro.lg.jp/0000018744.html
宮代町	起業・創業	創業促進事業補助金	補助率 2分の1 限度額 20万円	【補助対象者】 補助金の申請年度内に小規模企業者として創業をする者または創業の日から1年を経過しない小規模企業者 【補助対象経費】 機械装置等費、広報費、開発費、雑役務費、委託費、外注費、諸会費（商工会費のみ）	随時	産業観光課 0480-34-1111	http://www.town.miyashiro.lg.jp/0000018744.html
杉戸町	空き店舗	空き店舗等活用事業 補助金	【補助率】 対象経費の2分の1以内 【補助上限額】 ■補助対象経費 50万円。ただし、新規創業者の場合70万円 (施工業者は町内業者に限る) (1回限り)	【対象事業者】 町内において空き店舗等を活用し、創業、移転又は事業拡大する事業者 【対象経費】 ・内外装工事費 ・建物付属設備工事費 ・看板設置工事費 (店舗敷地内に限る) ・補助対象経費に係る設計費	随時	産業振興課 0480-33-1111	https://www.town.sugitola.jp/page/13195.html

※セル一列黄色は、新たに追加した支援金情報です。
 ※セル一部黄色+赤字は、支援金の情報修正があります。

令和6年12月24日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間 ※ 予算終了により受付期間 が終了する場合があります	問合せ先等	リンク
杉戸町	空き店舗	空き店舗等活用事業 補助金	【補助率】 対象経費の2分の1以内 【補助上限額】 ■補助対象経費 1か月あたり3万円 (営業開始日の属する月の翌月から1年 間)	【対象事業者】 町内において空き店舗等を活用する新規創業者 【対象経費】 店舗賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他 これらに類する費用を除く)	随時	産業振興課 0480-33-1111	https://www.town.sugito.lg.jp/page/13195.html
松伏町	その他	小口融資利子補給金	【貸付限度額】 1,000万円以内 【融資利率/保証料率】 年1.7%/年0.8%以内	【融資対象者】 個人・法人 【企業規模】 常時使用する従業員数が、20人(商業又はサービス業を主 たる事業とする事業者については5人※1)以下の会社及び 個人であって、特定事業※2を行うもの ※1 医業を主たる事業とする法人については20人 ※2 農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除 く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービ ス業を除く)以外の業種に属する事業	随時	環境経済課 048-991-1854	http://www.town.matsubushi.saitama.jp/www/contents/1505881749190/index.html
松伏町	起業・創業	創業資金融資利子 補給金	1事業者当たり1,000万円、 1%上限	【対象資金】 町内において新たに事業を起し、又は事業を運営(事業開始 後7年以内の期間に限る。)していくために、日本政策金融公 庫の国民生活事業の融資を利用し、借り入れた資金 【対象者】 個人・法人 【補給期間】 融資を受けた日から3年以内 【補給金額】 1月1日から12月31日までの約定支払利子額	随時	環境経済課 048-991-1854	http://www.town.matsubushi.saitama.jp/www/contents/1505874774726/index.html